5　開始決定の時における給付資金の額　金30万円
6　支給申請期間　平成26年９月16日から平成26年10月16日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　長野地方裁判所
⑵　裁 判 年 月 日　平成26年４月28日
⑶　確 定 年 月 日　平成26年５月13日
⑷　被告人の氏名　本田　達弥
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、塩澤宗之及び氏名不詳者らと共謀の上、H25. 6.11からH25. 8. 6までの間、９回にわたり、長野県内及び神奈川県横須賀市内において、被害者８名に電話をかけ、それぞれ同様の方法で、同人の子及びその上司等を装い、同人の子等が小切手が入った鞄を電車内に置き忘れた等の嘘を言ってその弁償等のための現金の交付を要求し、被告人がいわゆる受け子として、同人らの子等のために現金を預かるものとだまして、被害者８名から現金合計6571万円の交付を受けたものである。
（罪　　名）　詐　欺
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒380―0846　長野市大字長野旭町1108番地
長野地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号026―232―8191（内線206）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（長野地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（長野地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第２４８号
北海道白老郡白老町栄町２丁目３番31号
申立人　川田　　聖
本籍北海道室蘭市中央町３丁目42番地、最後の住所北海道室蘭市栄町１丁目５番10号、死亡の場所北海道室蘭市、死亡年月日平成25年12月21日午後頃、出生の場所北海道室蘭市、出生年月日大正14年３月23日、職業無職
被相続人　亡　吉野　ミヱ
事務所北海道登別市若山町４丁目40番５号メープル・ペット・ワン303号のぼりべつ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　八木橋俊輔
札幌家庭裁判所室蘭支部

平成２６年（家）第２８５号
北海道室蘭市幸町１番２号
申立人　室蘭市
本籍北海道室蘭市寿町２丁目８番、最後の住所北海道室蘭市小橋内町１丁目11番３号、死亡の場所北海道登別市、死亡年月日推定平成23年12月、出生の場所北海道室蘭市、出生年月日昭和37年２月23日、職業不明
被相続人　亡　高橋　秀樹
事務所北海道室蘭市海岸町２丁目３番11号坂本・江良事務所
相続財産管理人　坂本　晴佳
札幌家庭裁判所室蘭支部

平成２６年（家）第５３５号
青森県八戸市下長５丁目２番６―12号市営住宅Ｂ３―12
申立人　外城　美紀
本籍青森県八戸市大字十日市字赤御堂８番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日推定平成26年７月４日、出生の場所青森県八戸市、出生年月日昭和35年５月24日、職業会社員
被相続人　亡　外城三千雄
事務所青森県八戸市北白山台１丁目８番26号澤口法律事務所
相続財産管理人　弁護士　澤口　英司
青森家庭裁判所八戸支部

平成２６年（家）第９０３２号
秋田市山王５丁目13番３号
申立人　むつみ造園土木株式会社
本籍秋田県潟上市天王字北野302番地38、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所秋田県潟上市、死亡年月日平成17年６月17日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和15年９月28日、職業不詳
被相続人　亡　佐藤　鉄美
事務所秋田市山王６―18―11　平川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平川　信夫
秋田家庭裁判所

平成２６年（家）第４０５１号
東京都港区新橋５丁目22番10号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍茨城県かすみがうら市田伏2274番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県かすみがうら市、死亡年月日平成25年８月22日、出生の場所茨城県新治郡出島村、出生年月日昭和31年４月22日、職業不詳
被相続人　亡　見崎　光男
茨城県つくば市東新井２番地１ＫＭＳＳⅡ402号室井出法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井出　晃哉
水戸家庭裁判所土浦支部

平成２６年（家）第４０６３号
茨城県つくば市泉2363番地
申立人　稲葉　武男
本籍茨城県つくば市小田3035番地、最後の住所茨城県つくば市小田3037番地１、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日平成26年４月17日、出生の場所茨城県筑波郡筑波町、出生年月日昭和24年１月27日、職業不明
被相続人　亡　荒井　英夫
事務所茨城県土浦市文京町１番９号吉原ビル２階天野・竹若法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹若栄吾郎
水戸家庭裁判所土浦支部

平成２６年（家）第１０８６号
群馬県前橋市若宮町４丁目28番11号
申立人　山森　利行
本籍群馬県前橋市日吉町３丁目13番地６、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日平成26年６月18日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和32年５月23日、職業無職
被相続人　亡　井上　昌活
事務所群馬県前橋市石倉町５丁目９番16号榛名ビル２階
相続財産管理人　弁護士　上野　　猛
前橋家庭裁判所

平成２６年（家）第５７４号
埼玉県所沢市美原町１丁目2927番地13
申立人　新所沢マンション自治会
本籍埼玉県所沢市北所沢町2267番地、最後の住所埼玉県所沢市美原町１丁目2927番地の13新所沢マンション110、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日平成23年５月26日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和４年９月28日、職業無職
被相続人　亡　栗原　　武
事務所埼玉県川越市新富町１―18―６　戸田本川越ビル３階
相続財産管理人　弁護士　松本　弥生
さいたま家庭裁判所川越支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。